

お知らせ

令和5年度 小・中学校入学の手続き

令和5年度 学校選択制

区内の各小・中学校の受入可能人数枠の範囲内で、入学する学校を選択できます。

対象 区内に居住し令和5年4月に小・中学校へ入学する予定の方

- 通学区域の学校を選択した場合は、必ずその学校に入学できます。
- 通学区域の学校以外を選択された方が、学校ごとの受入可能な人数より多い場合、抽選(公開)で決定します。
- 学校選択制により兄・姉が既に入学している学校を選択した場合は、抽選時に優先されます(ただし、必ず入学できるものではありません。また、施設一体型小中一貫校を除きます)。

施設一体型小中一貫校

いまみや小中一貫校・小中一貫校むくのき学園・やたなか小中一貫校・咲洲みなみ小中一貫校・日本橋小中一貫校は、校区に関係なく選択できます。

障がいのあるお子さまの入学・進学

障がいのあるお子さまの入学・進学は、本人や保護者の意向を尊重して決定します。

就学・進学に関する相談や情報の提供は、通学区域の小・中学校にご連絡していただきご相談いただけますようお願いいたします。

学校案内および希望調査票を送付します

8月下旬から9月上旬にかけて、令和5年4月入学予定者の方に、各小・中学校を紹介した『学校案内』冊子と『希望調査票』を送付します。『希望調査票』に必要事項を記入し、10月28日(金)までに区役所へご提出ください。

※詳しくは学校案内をご覧ください。

問合せ 保健福祉課(子育て支援) 5階52番窓口 ☎6659-9824

外国人の子どもが日本の学校に入る てつづきの お知らせ

令和5年(2023年)4月に「大阪市立小学校」・「大阪市立中学校」へ入りたいときは、令和4年(2022年)9月30日(金)までに、区役所窓口サービス課(住民情報担当)で、てつづきをしてください。

○学校へ入ることができる子ども

- 小学校 平成28年(2016年)4月2日から平成29年(2017年)4月1日までに生まれたひと。
- 中学校 令和5年(2023年)3月に小学校を卒業するひと。

問合せ 窓口サービス課(住民情報) 1階13番窓口 ☎6659-9963

大阪市国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の方へ 特定健診を受けましょう!

対象 昭和58年3月31日以前に生まれた方(40歳以上)

生活習慣病は自覚症状のないままに進行し、障がいや寝たきり、死亡の原因となることがあります。生活習慣病の予防や早期発見のため、年に1回必ず、特定健診を受診しましょう!

問合せ 受診券に関すること 窓口サービス課(保険年金 保険) 6階61番窓口 ☎6659-9956
健診内容・場所に関すること 保健福祉課(地域保健) 2階21番窓口 ☎6659-9882

各種現況届・所得状況届を提出してください

現在各種手当を受給されている方に、お知らせ文書をお送りします。引き続き手当を受給するためには手続きが必要です。

①特別障がい者手当・障がい児福祉手当・福祉手当

提出書類 現況届
提出期間 8月12日(金)～9月12日(月)
注意事項 期間内に提出されないと、手当の支給が遅れる場合があります。なお、前年の所得額等により、支給が停止されることがあります。

②児童扶養手当

提出書類 現況届
提出期間 8月31日(水)まで
注意事項 8月10日(水)までにお知らせ文書が届かない場合、連絡してください。提出がない場合、令和5年1月期からの児童扶養手当を受給することができません。

③特別児童扶養手当

提出書類 所得状況届
提出期間 8月12日(金)～9月12日(月)
注意事項 8月10日(水)までにお知らせ文書が届かない場合、連絡してください。提出がない場合、令和4年11月期からの特別児童扶養手当を受給することができません。

問合せ ①保健福祉課(地域福祉) 5階51番窓口 ☎6659-9857
②③保健福祉課(子育て支援) 5階52番窓口 ☎6659-9824

国民健康保険のお知らせ

①「国民健康保険料のための所得申告書」の提出をお願いします

国民健康保険では、税の申告が不要な方を含め、すべての加入者の所得状況を把握する必要があります。

そのため、令和3年中の所得を申告されていない方のいる世帯へ「国民健康保険料のための所得申告書」を7月に送付しています。

国民健康保険料の軽減(7・5・2割)および減免は、世帯全員の所得によって判定します。所得の不明な方がいる場合、軽減・減免を受けられませんので、必ず提出をお願いします。

②国民健康保険被保険者証に点字シールの対応をします

10月の国民健康保険被保険者証(以下、「保険証」という)の更新の際、視覚障がいのある方(希望者)の保険証に「ほけんしょー」と表記した点字シールを貼って送付します。

ご希望の方は、電話でお申し込みください。

③柔道整復師による施術(整骨院・接骨院など)を受けられる方へ

整骨院・接骨院で国民健康保険が使えるのは、医師や柔道整復師に、骨折・脱臼・打撲およびねんざ等(いわゆる肉ばなれを含む)と診断され、施術を受けたときに限られています。

※骨折および脱臼の場合、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

- 注意点**
- ①ケガの原因を正しく伝えてください。
 - ②「柔道整復施術療養費支給申請書」の委任状欄に署名するときは、請求内容に間違いがないか必ず確認してください。
 - ③同一のケガで、同時期に柔道整復師の施術と医療機関の治療を重複して受けることはできません。
 - ④必ず領収証をもらいましょう。

問合せ 窓口サービス課(保険年金 保険) 6階61番窓口 ☎6659-9956

8月は「こども110番月間」です

もしものときに、子どもたちが助けを求められることができるように、地域の協力家庭や事業所等が目印となるステッカーを掲げています。学校や家の近くの「こども110番の家」を探してみましょう。西成区では新たな協力家庭・事業所を随時募集しています。



問合せ 保健福祉課(子育て支援) 5階52番窓口 ☎6659-9824



あなたが抱えている生活の不安や心配をお聞かせください! ひとりで悩まずご相談ください! 生活自立相談窓口「はぎさぽーと」

- 住むところがない、家賃が払えない・・・
- 仕事が見つからない・・・
- 家族のことで悩んでいる・・・
- 社会に出るのがこわい・・・など

あなたのその悩み、「はぎさぽーと」と一緒に解決しましょう! おひとりで抱え込まず、まずは相談をしてみませんか?

問合せ はぎさぽーと (西成区社会福祉協議会・大阪白彦館共同体) ☎6615-8070



食品ロス削減の取組み「フードドライブ」

フードドライブとは、ご家庭で余っている食品などを提供していただき、これらの食品を福祉団体や必要とされている方に寄付する活動です。ご家庭で余っている食品をぜひご提供ください。

また、同時に「ごみ減量3Rコーナー」を実施し、子ども服・ベビー服の展示提供も行います。

日時 8月23日(火)以降、毎月第4火曜日 14:00～15:30

場所 区役所1階 区民ロビー
フードドライブ対象品

未開封で賞味期限が1か月以上残っている常温保存可能な食品(例:お米、お菓子、乾麺、インスタント食品、缶詰、調味料など)

賞味期限が明記されていないものや1か月を切っている食品、開封されたもの、生鮮食品(肉・魚・野菜)、アルコール類などお持ちいただけない食品もあります。

子ども服・ベビー服の展示提供

市内にお住まいの方(お一人様2枚まで)

問合せ 環境局南部環境事業センター(南津守5-5-26) ☎6661-5450 (月～土曜日 8:30～17:00)



募集

令和4年度 大阪市明るくきれいな選挙推進ポスター作品募集

対象 区内小・中・高等学校に在学中の児童・生徒

内容 明るくきれいな選挙を啓発するポスターであること。描画材料・色彩は自由とし、四つ切(542mm×382mm)、八つ切(382mm×271mm)またはそれに準ずる大きさ

申込み 9月1日(木)までに各学校に提出してください。

問合せ 西成区選挙管理委員会 7階72番窓口 ☎6659-9626